

備前市公共工事金入設計書の情報提供に関する要綱

平成 24 年 5 月 1 日施行

平成 25 年 10 月 1 日改正

平成 28 年 7 月 1 日改正

平成 30 年 11 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、備前市情報公開条例（平成 17 年備前市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 26 条の規定に基づき、入札に付された公共工事に係る金額の記載された設計書（表紙、内訳書、明細書、代価表及び単価表とする。以下「金入設計書」という。）の情報提供に関し必要な事項を定めることにより、事務の簡素化及び迅速化並びに市政の透明性の向上に寄与することを目的とする。

(情報提供の対象)

第 2 条 この要綱の規定による情報提供の対象となる金入設計書は、入札に付された公共工事で契約の締結が完了したもの及び備前市工事請負契約の積算疑義申立て手続に関する取扱要綱（以下「積算疑義」という。）に係る金入設計書とする。ただし、条例第 7 条各号に規定する不開示情報を含むものを除く。

(申込み)

第 3 条 金入設計書の情報提供を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、落札決定日から起算して 14 日を経過した日、又は契約に議会議決が必要な公共工事にあつては、議決日以後に備前市公共工事金入設計書情報提供申込（別記様式。以下「申込書」という。）に入札日を記載の上、契約管財課に電子メールで提出する方法により申し込むものとする。

2 変更分又は平成 24 年 4 月 2 日前に入札に付されたもの（以下「施行日前」という。）の申込者は、申込書を申込みに係る公共工事の担当部署（以下「担当課」という。）ごとに記載し、当該担当課ごとに光ディスクを 1 枚添付の上、契約管財課の窓口に出す方法により申し込むものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、積算疑義に関する申込者（当該入札参加者に限る。）は、開札日の午後 1 時から翌日午後 3 時までの間、岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により金入設計書を確認することができる。

(情報提供の方法)

第 4 条 金入設計書の情報提供は、前条第 1 項の規定により申込みのあった金入設計書に係る電磁的記録を次各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により交付することにより行うものとする。

(1) 起工分の場合 契約管財課において入札日ごとにダウンロード用のパスワードを

交付

(2) 変更分又は施行日前分の場合 契約管財課又は担当課の窓口において、担当課ごとに金入設計書を記録した光ディスクを交付

- 2 前項第2号の規定による光ディスクの記録に要する費用は無料とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、申込者は、出力した紙により交付を受けることを希望するときは、複写機等使用料等徴収基準に基づくコピー代を実費として負担しなければならない。
- 4 申込者は、光ディスク又は紙の郵送による交付を希望するときは、郵送に必要な実費を負担しなければならない。
- 5 前条第3項に規定する積算疑義については、光ディスクによる交付、出力した紙による交付及び郵送による交付はしない。ただし、備前市電子入札等実施要綱(平成30年備前市告示第5号)第15条の規定により書面入札をした申込者に対する交付は、申込者と契約担当者が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。